

かぶって守ろう!

自転車安全利用 五則

2024年11月1日 改正道路交通法の施行 自転車の危険な運転に新しく下記罰則が整備



酒気帯び運転および幫助

罰
則
強
化



運転中のながらスマホ

1 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先

自転車は車の仲間なので、車道を走らなくてはなりません。車道の左側を走りましょう。ただし、例外として、歩道を走ってもいい場合があります。

例 外

標識がないときでも

- 歩道にこの標識があるとき



- 13歳未満の子ども
- 70歳以上の方
- 身体の不自由な方
- 車道を通ると危ないとき

2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認

「止まれ」の標識や、道路に「止まれ」と書いてある場所では、必ず止まって左右の安全確認をしましょう。標識などがなくても、見通しの悪い場所では徐行して左右の安全確認をしましょう。

3 夜間はライトを点灯

ライトを点灯すると、前方の様子が分かるだけでなく、他の車などにあなたの存在を知らせることになるので安全です。

4 飲酒運転は禁止

自転車は車の仲間です。お酒を飲んだら絶対に乗ってはいけません。また、自転車の飲酒運転をするおそれがある人にお酒を提供したり、自転車を提供したりすることも禁止です。

酒気帯び運転等も罰則対象に

5 ヘルメットを着用

2023年4月から、全ての自転車利用者に対し、乗車用ヘルメット着用の努力義務が課されました。ヘルメットはあなたの頭部を守ってくれるアイテムです。ヘルメットをかぶり、大事な命を守りましょう。



チャリプロに
チャレンジ!!



兵庫県警察

